

基 発 0523 第 1 号
平成 28 年 5 月 23 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 59 号。以下「改正省令」という。）は、平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されるところである。

改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の趣旨、内容等は下記のとおりであるので、これらを十分理解の上、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

なお、関係団体に対しては、別添により通知しているので、併せて了知ありたい。

記

第 1 改正省令の趣旨

事業経営の利益の帰属主体（以下「事業者」という。）の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合が想定され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがある。このため、事業者の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者を産業医として選任してはならないことについて規定したこと。

第 2 細部事項

1 第 13 条第 1 項第 2 号イ関係

事業者の代表者を当該法人の事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業者の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

2 第 13 条第 1 項第 2 号ロ関係

事業者が法人でない場合にあつて、事業を営む個人を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

3 第13条第1項第2号ハ関係

事業場においてその事業の実施を総括管理する者を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

基 発 0523 第 1 号
平成 28 年 5 月 23 日

別記団体の長 あて

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 59 号。以下「改正省令」という。）が、平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 29 年 4 月 1 日から施行されるところです。

改正省令による改正後の労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の趣旨、内容等は下記のとおりですので、貴団体におかれましても、これらを十分御理解いただくとともに、会員事業場等に対する周知を賜りますようお願い申し上げます。

記

第 1 改正省令の趣旨

事業経営の利益の帰属主体（以下「事業者」という。）の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者が産業医を兼務した場合、労働者の健康管理と事業経営上の利益が一致しない場合が想定され、産業医としての職務が適切に遂行されないおそれがある。このため、事業者の代表者や事業場においてその事業の実施を総括管理する者を産業医として選任してはならないことについて規定したこと。

第 2 細部事項

1 第 13 条第 1 項第 2 号イ関係

事業者の代表者を当該法人の事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業者の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

2 第13条第1項第2号ロ関係

事業者が法人でない場合にあつて、事業を営む個人を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

3 第13条第1項第2号ハ関係

事業場においてその事業の実施を総括管理する者を当該事業場において産業医として選任してはならないが、他の事業場において産業医として選任されることは差し支えないこと。

別記

公益社団法人日本医師会
一般社団法人日本医療法人協会
公益社団法人日本精神科病院協会
一般社団法人日本病院会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会
一般社団法人日本社会医療法人協議会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人全国公私病院連盟
一般社団法人国立大学附属病院長会議
一般社団法人全国医学部長病院長会議
社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国救護施設協議会
公益財団法人日本知的障害者福祉協会
社会福祉法人日本保育協会
全国私立保育園連盟会
公益社団法人全国有料老人ホーム協会
公益社団法人全国老人福祉施設協議会
公益社団法人全国老人保健施設協会
公益社団法人日本認知症グループホーム協会
一般社団法人全国特定施設事業者協議会
一般社団法人日本在宅介護協会
一般社団法人全国介護事業者協議会
日本医療福祉生活協同組合連合会
一般社団法人日本経済団体連合会
日本商工会議所
全国中小企業団体中央会